

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行い、HIMACS の責任と義務を全うする」ことを経営理念の中核とし、事業運営に取り組んでまいりました。

また、当社は企業の継続的な成長・発展に向け、効率的な経営の実現とステークホルダーに対し透明性が高く、公平で迅速かつ正確な情報提供を目指してコーポレート・ガバナンスの更なる充実が重要な経営課題と認識しております。

現在、取締役6名(内、社外取締役1名)、監査役3名(内、社外監査役2名)であり、月1回の定時取締役会及び必要に応じ臨時取締役会も開催され、経営の意思決定スピードに支障はございません。

今後もコーポレート・ガバナンスの向上が図れると考えており、監査役設置会社を採用する事と致しました。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田 真也	1,036,858	16.70
株式会社前田計画研究所	662,496	10.67
株式会社ハイマックス	302,889	4.88
山本 昌平	276,780	4.45
株式会社三菱東京UFJ 銀行	237,600	3.82
株式会社野村総合研究所	237,600	3.82
ハイマックス社員持株会	228,223	3.67
日本生命保険相互会社	151,200	2.43
富国生命保険相互会社	140,400	2.26
株式会社みずほ銀行	120,700	1.94

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
上田 栄治	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
上田 栄治	当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	弁護士として企業法務に精通しており、その専門的知識と幅広い実績に基づき、当社の経営に対する適切な監督をして頂けると期待しております。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

前事業年度において、就任後開催された取締役会16回のすべてに出席しております。弁護士として企業法務に精通し、経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況 更新

平成21年3月期において会計監査人からは、年度初めに監査計画の報告(1回)、監査実施時に立会い(7回)並びに中間及び年度末に監査結果の報告(2回)を受けております。この他に、必要に応じて意見・情報の交換を行う等、連携を取っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査は、代表取締役社長に直属の監査室を置き業務監査を実施しております。監査室は、法令や定款及び社内規則に従って、正確・正當かつ合理的に処理されているかを監査しております。監査室長は監査役と当該監査について計画の段階から意見交換し、効率的・有効的な監査のために、連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
白木 大五郎	他の会社の出身者								○	
青木 勝彦	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
白木 大五郎	当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	これまでの取締役及び監査役の経験と幅広い見識から、客観的及び中立的な経営監視が得られると期待しております。
青木 勝彦	同上	同上

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

白木氏は、コンプライアンス及び企業リスクの観点から、また、青木氏は、企業財務・会計の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。前事業年度において、就任後開催された取締役会16回のうち、白木監査役は13回、青木監査役は12回に、また、監査役会12回については、両名ともすべてに出席しております。欠席の場合には、次回の監査役会で常勤監査役からその内容について報告を受けております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、職務執行の対価として株主総会で承認された報酬額以内で月次定額に支払われるものと、業績の対価として株主総会の承認を経て支払われる役員賞与があります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況	全取締役の総額を開示
------	------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成21年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

取締役 109百万円  
 監査役 27百万円  
 計 137百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、社内の重要会議で審議・報告された資料が配布されております。社外監査役には、社内の重要会議で審議・報告された重要な事項については、常勤監査役より随時報告されております。取締役会資料は、全取締役及び監査役に事前配布され、充実した会議の運営に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

定例の取締役会は毎月1回開催し、監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図っております。また、臨時の取締役会は必要に応じて随時開催しております。なお、取締役の任期は1年としております。

執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務執行の監督と執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図っております。

常勤の取締役・監査役、執行役員等で構成される「経営執行会議」は、取締役会の決定した経営の基本方針と戦略に則り、日常の業務執行の統制及び管理を行っております。

定例の監査役会は毎月1回開催し、また、必要に応じて随時開催しております。各監査役は取締役の職務執行状況を監査し、監査役会において報告、協議または決議を行い、必要に応じて取締役会に報告しております。また、会計監査人、監査室と連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。監査役の報酬は株主総会で承認された報酬額以内で、監査役の協議により決定しております。

内部監査は、代表取締役社長直属の監査室を置き、業務監査を実施しております。

平成21年3月期における会計監査を新日本有限責任監査法人に依頼し、監査契約のもと会社法監査及び証券取引法監査を受けております。会計監査の体制は以下のとおりです。

所属監査法人	氏名	継続監査年数
新日本有限責任監査法人	指定社員 業務執行社員 土井英雄	2年
新日本有限責任監査法人	指定社員 業務執行社員 尾崎隆之	3年

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より概ね1週間早く定時株主総会を開催しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回個人投資家に直接当社を説明できる機会を設けております。また、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を半期に1回開催し、当社HPより動画配信しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回開催し、代表取締役社長より説明しております。説明会の内容は、当社HPより動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算のご報告等のIR資料を掲載。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は総務部。IR担当役員は常務取締役 中沢秀夫、IR事務連絡責任者は総務部長 岩井克志。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の会社規則である「取締役会行動規範」に規定
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の会社規則である「取締役会行動規範」に規定

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - 「取締役会行動規範」に則り、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。また、内部統制に必要な体制を整備し、法令並びに諸規則を遵守するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
    - 「ハイマックス企業行動基準」に従い、法と正しい企業倫理に基づき行動し、豊かな社会を実現するよう、全役職員に周知徹底する。
    - コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の指導及び監視などを行う。
    - 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取組みを行う。
    - 法令上疑義のある行為などに関する相談または通報の適正な処理の仕組みとして「内部通報規則」を定め、法令遵守の実効性を高める。
  - 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - 取締役の職務に係る情報の保存方法及び保存期限などは、「文書保存規則」に従い管理する。
    - 必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人などが閲覧可能な状態を維持する。
  - 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - 事業活動に伴う損失の危険の管理に関しては、各取締役及び執行役員が自己の分掌範囲について、規則に従い、取締役会及び経営執行会議で審議し、また、必要に応じて専門性をもった委員会を設置するなど、事前に損失の危険の回避または最小化を図る。
    - 緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。
  - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - 執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務遂行の監督と、執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図る。
    - 取締役会は月1回以上開催し、監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図る。
    - 経営執行会議は月1回以上開催し、業務執行取締役、常勤監査役、執行役員及び部門責任者などが出席して業務執行の統制及び管理を行う。
    - 取締役会は、業務の効率性及び正確性を高めるため、分掌及び決裁の基準などを明確に定める。
  - 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - 「子会社および関連会社管理規則」に従い、事業運営の監督・指導を行う。
    - 経営執行会議には子会社の代表者も出席して、業務の進捗状況などの報告・審議を行い、適切な対応を図る。
    - 法令遵守の実効性を高めるため、当社グループの内部通報制度を整備する。
    - 監査室は、子会社も含め、業務について正確性、正当性、合理性の観点から監査を行う。
  - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役を補助するための適切な人材を配置する。
  - 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助すべき使用人の任命、異動、評価などの決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。
  - 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - 取締役及び使用人は、取締役会または経営執行会議などにおいて、随時その業務の執行状況を報告する。
    - 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
    - 監査室は、「内部通報規則」による通報の状況を定期的に報告する。
  - その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - 代表取締役と定期的な会合を通じ、相互認識を深める。
    - 会計監査人とは、監査計画の報告を受け、監査立会い及び適時に意見や情報の交換を実施するなどの連携を行う。
    - 監査室とは、緊密な連携を保ち監査の効率性を高める。
- 【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況】
- 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とする。
  - 担当部署を設け基本方針を徹底し、有事の際には外部専門機関及び法律の専門家に速やかに報告・相談できる体制を構築する。

## **V** その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

